

# 南駅前商店会 ご加入のご案内

商店街の環境整備と、販促イベントによる賑わい創出を行い  
地域住民のみなさまを第一に考え、街の発展に尽くしています

## ◎南駅前商店会 会員特典

1. 商店会の公式ホームページに情報掲載できます
2. 商店会のSNSで情報発信できます
3. 地域の情報を受け取ることができます
4. 商店街の共同セールやイベントに参加できます
5. 商店街近隣の駐車券を購入することができます（商店会価格で販売）
  - ・幸町パーキング（1h220円）豆のさがみやにて販売
  - ・相石コインパーキング（1h240円・50枚4,000円）春秋会館で販売
6. 商店会のテントなどの備品を利用できます
7. 商店会の交流会やレクリエーションに参加できます

## ◎本資料の目次

（この資料には、以下の内容が含まれています）

1. 目次・商店会の特典等（p1）
2. 商店会の活動紹介・年間計画（p2）
3. 商店会費について（p2）
4. 神奈川県商店街活性化条例（p3）
5. 商店会規約（p4-5）

### ～ 南駅前商店会 連絡先 ～

|      |             |    |         |     |         |
|------|-------------|----|---------|-----|---------|
| 問合せ先 | 北村牛肉店       | 住所 | 幸町22-25 | TEL | 82-2334 |
| 代表者  | 会長 小森直宏 Ark | 住所 | 幸町23-2  | TEL | 58-2800 |

# 南駅前商店会活動紹介・年間計画

～ 商店会ではこのような活動を行っています ～



## 祭

大岡越前祭・厳島人者例大祭  
浜降祭



## チャリティーコンサート

2023年トルコ・シリア地震



## 親睦バス旅行

10月頃

| 月   | 活動内容                    | 対象者               |
|-----|-------------------------|-------------------|
| 1月  | 新年会                     | 商店会会員             |
| 2月  | イベント特になし                |                   |
| 3月  | チャリティーコンサート             | 地域住民<br>(約80人)    |
| 4月  | 大岡越前祭                   |                   |
| 5月  | 厳島神社例大祭店舗ちょうちん装飾        |                   |
| 6月  | 茅ヶ崎商店会連合会総会<br>南駅前商店会総会 | 商店会連合<br>商店会会員    |
| 7月  | 浜降祭・厳島神社接待所の設置          | 地域住民              |
| 8月  | イベント特になし                |                   |
| 9月  | イベント特になし                |                   |
| 10月 | 茅ヶ崎地区体育祭<br>親睦バス旅行      | 商店会会員、家<br>族、地域住民 |
| 11月 | SDGs（持続可能な開発目標）の取り組み    | 商店会               |
| 12月 | 新年賀詞ポスター配布              | 商店会               |

# 南駅前商店会の会費について

～ 商店会に加入すると、このように会費をいただきます ～

## ◎月会費

1,500円 （地域連携・会員交流・文化振興・駐車場事業・販促・広報活動等）

# 神奈川県商店街活性化条例

～ 神奈川県にはこんな条例があります（県のパンフレットより） ～

## ◎神奈川県商店街活性化条例について

この条例は、大型店やチェーン店をはじめ、商店街で事業を営むすべての事業者の方が、商店街組織に加入し、またその活動に積極的に参加、協力していただくことにより、商店街の活性化を図ることを目的としています。

## ◎神奈川県商店街活性化条例 全文

### （目的）

第1条 この条例は、商店街が地域社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、チェーン店、大型店をはじめ、すべての事業者がその事業を営む地域の商店街における活動に積極的に参加し、協力する機運を高めることにより商店街の活性化を図り、もって県民生活の向上に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 商店街において事業を営む者をいう。
- (2) 商店会 事業者が商店街の活性化を図ることを目的として組織する団体をいう。

### （県の責務）

第3条 県は、市町村と連携して、商店街の活性化を図るために必要な施策の推進に努めるとともに、市町村が地域の実情に応じた施策を推進することができるよう、必要な支援に努めるものとする。

### （事業者の責務）

第4条 事業者は、商店街の活性化を図るため、商店会への加入に努めるものとする。

2 事業者は、商店会が実施する商店街の活性化を図るための事業又は地域貢献等の取組に積極的に参加するとともに、応分の寄与をすることにより、当該事業又は取組に協力するよう努めるものとする。

### 附則

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

一部改正〔平成20年条例40号〕

2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# 南駅前商店会 規約

～ 南駅前商店会はこのようなルールで運営されています ～

(名称)

第1条 この会は、南駅前商店会と称する。

(構成)

第2条 この会は幸町に存在する店舗をもって会員とする。

2 本会に賛助会員をおく。尚、賛助会員は、近隣に商店街が無い商店や会長が特に認めた商店等に限る。

3 神奈川県暴力団排除条例により、暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）、暴力団経営支配法人等（暴力団員等が出資、融資、取引などを通じて事業活動に支配的な影響力を有する法人等）は会員になることができないものとする。

(事務所)

第3条 この会は事務所を会長宅に置く。

(目的)

第4条 この会は南駅前商店街の活性化及びその会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 南駅前商店街の活性化事業。
- (2) 販売促進活動事業。
- (3) 各種イベント事業。
- (4) 会員相互の親睦・講習・講演会等の相互啓発に関する事業。
- (5) その他、目的を達成するために必要な事業。

(役員)

第6条 この会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名

(役員の選出)

第7条 会長・副会長・会計・理事並びに監事は会員の中より総会で選任する。

(役員の任務)

第8条 役員の任務は以下のとおりとする。

- (1)会長は本会を代表し、会議の招集にあたりその議長となる。
- (2)副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時その職務を代行する。
- (3)会計は、本会の収入・支出等経理事務を担当する。
- (4)監事は、本会の事業及び会計の状況を監査し、その結果を総会にして報告する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は2年とする。但し再選を妨げない。

(入退会)

第10条

この会に入会又は退会する商店等は、文書をもって提出し理事会によって諾否を決定する。

(会計年度)

第11条

この会の会計年度は、5月1日より翌年4月30日までとする。

(経費)

第12条

この会の経費は、会費及び賛助会費その他収入をもってこれにあてる。

(会費)

第13条 会費は月額1,500円とする。

付則

この規約は、令和5年5月1日から適用する。